

平成 1 9 年 1 2 月 1 3 日
於議事堂内会議室（第 1 庁舎 1 階）

平成 1 9 年第 2 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成19年第23回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成19年12月13日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時44分
休憩 午後 3時17分~午後3時43分

- 2 場 所 議事堂内会議室(第1庁舎1階)

- 3 出席委員 藤本 靖 古木 光義
牧野 征夫 小林 章子
大澤 祥一

署名委員 牧野 征夫

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	高橋 眞二
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	石井 雅隆	生涯学習推進センター長	五十嵐 敏行
体育課長	田中 博	図書館長	藤田 力

- 5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 小林 健司 鈴木 啓史

案 件

1 議案

(1) 議案第 2 3 号 立川市柴崎図書館の今後のあり方について

2 協議

(1) 市立図書館の見直し方針について(案)

3 報告

(1) 立川市立小・中学校管理職の人事等について(秘密会)

(2) 「第 5 9 回人権週間が始まります。～思いやりの心・かけがえのない命を大切に。身近なことから考えてみませんか～」(児童・生徒向けパンフレット)について

(3) 年末・年始における生活指導について

(4) けやき台小学校の学級閉鎖について

4 その他

平成19年第23回立川市教育委員会定例会議事日程

平成19年12月13日

議事堂内会議室

1 議案

(1) 議案第23号 立川市柴崎図書館の今後のあり方について

2 協議

(1) 市立図書館の見直し方針について(案)

3 報告

(1) 立川市立小・中学校管理職の人事等について(秘密会)

(2) 「第59回人権週間が始まります。～思いやりの心・かけがえのない命を大切に。身近なことから考えてみませんか～」(児童・生徒向けパンフレット)について

(3) 年末・年始における生活指導について

(4) けやき台小学校の学級閉鎖について

4 その他

開会の辞

藤本委員長 皆様、こんにちは。ただいまから、平成19年第23回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に牧野委員、お願いします。

お手元のご案内のとおり、本日の案件は、議案1件、協議1件、報告4件、その他となっております。

議案

(1) 議案第23号 立川市柴崎図書館の今後のあり方について

藤本委員長 それでは、日程に従いまして、議案から進めてまいります。

1番、立川市柴崎図書館の今後のあり方について。図書館長、お願いします。

藤田図書館長 議案第23号立川市柴崎図書館の今後のあり方について、提案説明をさせていただきます。

立川市柴崎図書館については、去る11月15日、立川市経営改革プラン推進委員会において、市としての方針が決定されたことは、さきの11月22日、教育委員会で報告したとおりです。ついては、これを受けて、教育委員会事務局が今後のあり方として検討して、このたび事務局案を作成しましたので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

まず、これまでの経営改革プラン関連について、若干ご説明をさせていただきます。

立川市は、平成16年の行財政問題審議会の答申をもとに、平成17年8月、経営改革プランを策定。その中で柴崎図書館については廃止の方向で検討することが示されました。

平成16年、17年の事務事業評価でも廃止の方向で検討することが示され、平成18年度教育委員会の中でも検討を重ねたところであります。

今年度平成19年度に入り、5月、経営改革プラン推進委員会へは、図書館長案を提出。市行政経営課案とともに、3部調整会議、8月の推進委員会、11月5日の幹事会での議論を踏まえ、11月15日の推進委員会で検討の結果、廃止を決定いたしました。

この間、図書館協議会には、7月、他の案件とともに図書館長案を説明。ご意見をいただきました。6月には、地域文庫連絡会から「立川市の充実と発展を求める意見書」が教育長に提出され、議会では、6月、9月と、それぞれ数名の議員から反対のご意見が出され、今議会では昨日の文教委員会で、921名の署名により、柴崎図書館の存続・充実に関する陳情について、審議、採択された経緯となっております。

次に、本日、議案として提案しております立川市柴崎図書館の今後のあり方について説明させていただきます。

これは、市としての方針は廃止として決定いたしましたが、諸事情にかんがみ、教育委員会事務局が、中央図書館の分室として、子どもに特化したサービス機能を展開する柴崎図書

館の再生案として実施いたしたく、ここに提出するものです。

なお、事務局案については、5月の推進委員会に示した図書館長案を修正したものとなっております。

それでは、説明をさせていただきます。

これまでの経緯等。

経緯につきましては、柴崎図書館は、昭和46年に中央公民館図書室として開設され、昭和53年7月の図書館条例制定に伴い柴崎図書館となり、現在に至っている。

平成10年6月の図書館協議会答申では、柴崎図書館に関して、第四小学校の周辺に700㎡、7万冊規模の中規模館として移設することが提案されたが、答申の実現に向けて「地区図書館配置の見直方針」に着手したものの、その後の財政状況から進められず、職員配置見直方針などの検討に時間を要して今日に至っている。

経営改革プラン。

平成16年度の行財政問題審議会の基本的な考え方を受けた経営改革プランが17年8月に策定された。図書館については「地域人材の活用等運営方法の見直しを進めるとともに、市民の利用実態の検証を行い、図書館のあり方を検討します。特に、柴崎図書館、高松図書館の2館については早期に見直しを進めます。」としており、特に柴崎図書館については、16年、17年の事務事業評価でも「廃止の方向で検討する」としていた。そして経営改革プラン推進委員会は検討を重ね、平成19年11月15日「廃止」を決定した。

現状。

図書館のサービスエリア。

本市は、図書館のサービスエリアを半径1kmを考慮しており、柴崎図書館は中央図書館のエリア内となっているが、その間にはJR立川駅や線路等が分断する形で存在しており、特に子ども等にとっては、単にエリア論では解決できる状況にはない。

利用者の状況。

過去3年間の利用状況については、平成16年度、利用者数1万2,836人、貸出冊数4万769冊、17年度、1万2,690人、4万5,228冊。18年度、1万2,481人、4万6,757冊となっている。

柴崎図書館は、開架面積84㎡と小規模館であり、同74㎡の幸図書館と比べると、3年間の平均で利用者数52.2%、貸出冊数54.4%と少ない状況である。

柴崎子ども図書室として再生。

平成7年1月開館した中央図書館によって、他の地区館と比較しても、柴崎図書館の利用状況の変化は著しい。その要因は、中央図書館とのサービスエリアの重複と、その図書館規模の違いがある。これまで、柴崎図書館を利用していた利用者は、その違いから、必然的に中央図書館を利用するようになった。他の地区館でも中央図書館の開館によって、一時的に利用が減少したが、その後、サービスの見直し等により、その利用は中央図書館開館前よりも増加している。しかし、柴崎図書館では、他の地区館と同様に努力したが、停滞している

のが現状である。

行政サービスの拡大は、市の財政状況に多くの影響を与えた。このことからの経済的負担は住民が負うことになるので、常に行政サービスの見直しをしなければならないことから、昭和52年に策定した「立川市図書館実施計画」は、他の行政サービスと同様に見直しを図るとしたが、柴崎図書館においては、中央図書館の開館によって利用は減少したものの、年間4万6,757冊、1万2,481人の利用があり、日常生活の行動範囲が限られている幼児・児童の利用者にとっては、その影響は多大である。

子どもは、無限の可能性を秘めている。そして、その可能性を伸ばす方法、手段において大人の導きが必要となる。また、彼らの行動範囲は、大人に比べ、非常に狭いものであるから、地域の中で子どもの知識を豊かにする必要がある。地区館の存在は大きい。したがって、効率性、効果的の視点から見直しを行うが、新たな視点で現在の図書館機能のうち子どもに特化した機能・サービスを一定維持し、幼児・児童を対象とした柴崎子ども図書室として再生する。当面、中央図書館の分室として運営する。

開館日・時間。

開館日、火曜日・水曜日・土曜日。開館時間、午後1時30分～午後4時30分。

業務内容。

子どもに特化した業務の内容とする。市民嘱託職員は、カウンター業務を中心とするが、これまでの職員を補完するというのではなく、レファレンス業務、リクエスト本の処理、調べもの学習、テーマ本展示等々の業務を行う。

職員体制。

現在の職員2名、OB嘱託1名及び臨時職員を、市民嘱託1名と臨時職員1名の体制とする。

市民嘱託は、児童サービスに精通した者を配置する。なお、利用者が安心して利用できるためにも、開館中は複数の人員配置とする。

蔵書構成。

現在、一般書1万6,281冊、児童書1万3,028冊、合計2万9,309冊。今後、一般書3,000冊、児童書1万5,000冊、合計1万8,000冊。児童書を中心とし、一般書は家庭の実用書等とする。

柴崎図書館へのバックアップ体制。

ア 臨時職員の配置は、基本的には管理係が行うが、急な配置は嘱託職員が行う。

イ 支払い関係、物品の手配は、管理係が行う。

ウ 施設管理は、これまでと同様に柴崎学習館が行う。

エ 学校及び関係団体との打ち合わせは、中央図書館と共同で行う。

オ 蔵書管理は、中央図書館と共同で行う。

施設の改善。

柴崎図書館は、窓からの採光も少なく、廊下側は壁で仕切られているため、閉鎖的な図書

館という感があったので、明るく、開放的で安心して利用できる施設となるよう努める。なお、幼児等がゆっくりとできるようにカーペットを敷き、図書室内ではおはなし会等ができるコーナーを設ける。

今後の課題。

運営等を地域人材に委ねる。

当図書室については柴崎学習館内に設置されていることになる。「たちかわ市民交流大学」の地域学習館となる柴崎学習館の趣旨は、市民の主体性を重視して市民力との協働を目指している。当図書室についても主体性のある地域人材の活用を期待するものである。開館日、開館時間も利用者に合わせて柔軟に設定することを可能とし、運営を地域の希望者に委ねる方向で条件整備を図っていく。

以上です。

藤本委員長 図書館長からの説明を終わりました。柴崎図書館の今後のあり方について、今年11月15日に経営改革プランの推進委員会で廃止ということを決意いたしました。教育委員会の中でもいろいろ経過の話はしてありますが、今日はそれに対して、今後のあり方という形で、今説明をなされたわけでございます。その辺に対する皆様のご質問、ご意見を伺いたいと思います。どなたか。牧野委員、お願いします。

牧野委員 今の委員長の話の中で、柴崎図書館の廃止云々、もしくはその後の問題、運営の問題、今日出た話が私にはよく理解できませんが、これは、市の方の行政改革プランの推進委員会の中で、11月15日、廃止の方針で決定された。これについては、我々教育委員会の中にも廃止論というのは出てきていませんので、今ここに出てきたような形で、廃止ということで話をしていくことはおかしなことで、これから討論しなければいけないのではないかなと思っています。

その中で、私は大きな違いが幾つかあると思うんですが、1つは、こういう行政改革プランの中で、教育委員会の意見は少し挙がっているかも知れませんが、やはり我々教育委員会の中での決定、意見というのをもっとすい上げていただきたかったというのが1つです。

それから、2つ目は、こういう行政改革の中での教育委員会の独自性というものをどう考えていらっしゃるのか。その辺のところは今お話を聞いてよく理解できないというのが2つ目です。

それから、やはり図書館というのは、我々市民として、今、説明の中でもありましたけれども、市民力云々というよりも、私は市民としての教育力や、もしくは教養力、こういうものを高めるための場所の一つであると理解していますけれども、そういう中で、図書館廃止については、より慎重な考え方、より慎重な歩を進めなければいけないのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

藤本委員長 教育長、お願いいたします。

大澤教育長 経営改革プラン、特に、教育に関するプランに載っている項目というのは多うございますけれども、ただいま、柴崎図書館が議題でありますので、それについて限定して

お答えいたしますけれども、確かに、11月15日に決定をして、昨日、文教委員会でもっていろいろと議論がありました。教育委員会の議案としてご審議いただくのは今日ということで、これは確かに順序がおかしい、そういうご指摘は甘んじて受けなくてはならないと考えております。

これは弁解じみたことになってしまっていて大変申しわけないんですが、原則、牧野委員がおっしゃったとおりだろうと思いますが、これは、11月15日に決定をいたしました。経営改革プランの推進委員会の検討も、幹事会での関係者の議論、あるいは推進委員会に挙げてきての議論、いろいろと議論が多ございまして、それでもって、ある程度推進委員会の方向が出ますと、これは行政経営課の方でいろいろな文書を整理をして、そしてでき上がった時点で正式に決定というふうな、いろいろな経過の流れの中で、教育委員の皆さん方に情報を流す機会というものなかなか得られない。例えば、11月15日に廃館が決定いたしましたけれども、我々とする、これは廃館だけで教育委員会が了とするということになると、子どもたちが今まで使っていた実態に関してどうするのと、我々は事務局と考えて、何とかこの機能を残したいということで、11月15日以降、またいろいろと動くわけですね。そういうようなことで、いろいろな動きがあるので、どの段階で教育委員の皆さん方に説明していいのかというタイミングがとりづらい部分がありました。

ただ、おっしゃるように、廃館なら廃館の時点、または、分室して企画を考えているなら考えている時点でもって都度説明すればいいじゃないかというご指摘があるかと思うんですが、その辺につきましては、いくら時間がないとはいえ、ご指摘のとおりでありますので、大いに反省をしているところであります。

それから、教育委員会の独自性という部分でありますけれども、確かにこのこともそのとおりでありますので、大変お答えが苦しいんですが、昨日も文教委員会でお答えしたんですが、経営改革プランというものが、これがそれぞれ領域だとか、あるいは市長部局、あるいは教育委員会というふうに分けて考えるのではなくして、市全体として行財政改革どうあるべきかという視点でもって考えていますので、その段階では、これは教育委員会だから教育委員会の意見を聞かなくてはならないから、これは外しておこうということではなくして、全市的な考え方で協議をしているということがありますので、その段階では、その他の執行機関の独自性というものはほとんど意識していないという状況です。

ただ、これを決定した段階、方向性が出た段階では、教育委員会の方にしっかり説明していかなくてはならない。そして、1つのちゃんとした物事を決定する権能を持った機関ですから、議案として今日出しているように、ここで出してもらって、今日ご審議をいただくという形をとっているわけです。

ただ、これもほとんど市長部局の方で方向性が決定されたものを教育委員会でもってまた改めてという感が否めないということにつきましては、今後その辺のところについては、経営改革プランではありましても申し入れていくというか、教育委員会の存在というものをもうちょっと配慮していただかないと困るということは言っていかなければならないというふ

うには考えております。

それから、3点目の教養を高めるための施設ということで、これは大変頭の痛いところで、教育委員会が本当に子どもから大人まで教養を高めて、まさに生涯学習の社会で、教育委員会が一生懸命進めている中で、その基点となるような図書館を教育委員会の意思でもってつづすということは、私としても大変苦しいところでもあります。大事か大事じゃないのかといえば、非常に大事でありますし、残すべきかどうかといえば、残すべきだろうという考え方も当然でありますけれども、昨日説明しましたけれども、行財政改革という物事の考え方というのは、今はいいんですが、現状あるいは将来に向けての財政状況を考えたときに、現状のまま将来につなげていけない。見直すものは見直して子孫に現在のいろいろな水準のサービスをつなげるためには、苦しいけれども、見直すところは見直さなくてはならないという視点があります。

柴崎図書館につきましては、教育委員会が自ら定めた半径1km以内に1館という考え方があるわけですが、これは、現状、1kmの半径以内に2館あるということでもありますので、これは図書館が必要かどうかということじゃなくして、同じエリアに2つあるということは、こういうふうな非常に厳しい財政状況の中で、これはやはり見直さなくてはならないだろうという視点から、原則どおり、同じエリアに1館という考え方が出たわけでもありますので、その辺は、図書館が必要ないとか、大事じゃないということではありませんので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 今、図書館のエリア1kmの中でという話が出てきましたけれども、ただ、中央館と柴崎は、中央線をはさんで、隔離されたという言葉はよくないですけれども、1kmという中においても、ちょっと違った角度で考えていかなければいけないかという気がするんですね。だから、そういう点から考えると、柴崎図書館の果たす役割というのは、富士見町や柴崎等の町に住んでいらっしゃる方々、この方たちにとっては、大きな文化の発祥の地であるというふうに考えていいのかなと思います。そうすると、やはり図書館というのは、今、教育長が話されたように、すべて行革のためにそういうものをなくしていくということは、理解はできるんですけれども、そここのところをもう一考しないといけないのかなという感じがします。

藤本委員長 小林委員、いかがですか。

小林委員 繰り返しになってしまうんですけれども、経営改革プランというのは、経営が逼迫している中で、行政側、市全体として考えなければいけないということで、この策定がされるというのはわかるんですけれども、今、教育長のお話にもありましたように、教育委員会としても言うべきことがあると思いますので、できる限りのことは伝えていただきたいなと思います。

それと、教育委員会内部のことで、この図書館の関係のことは、私はおはなしボランティアというサークルに入っております、その関係で、図書館を考える会の、まだ発足前の段

階で少し参加させていただいたことがあるんですけども、そのときには、私、初めて知ることが多くて、ちょっと恥ずかしい思いをしたんですが、もう少し早めに情報を教育委員の方に流していただきたかったなという思いがあります。これは、このことだけではありませんので、今後、教育委員のあり方として、もうちょっとコミュニケーションを密にして、情報を伝えていただきたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。

市民交流大学の話などがいろいろ出てまいりまして、管理委託といったようなことが図書館についても出てきますね。そういう中で、図書館の見直しということも関連しているいろいろ出てきた話だろうというふうに察しますが。古木委員、いかがですか。

古木委員 先ほど、提案理由のご説明の中に、教育委員会よりご委嘱している図書館協議会に関するご報告がありましたが、図書館協議会の状況について、もう少しご説明いただきたいんですけども。

藤本委員長 図書館長、お願いします。

藤田図書館長 それでは、図書館協議会についてのご説明をさせていただきます。

図書館協議会につきましては、まず、図書館法で図書館に協議会を設けることができるというものがあります。それで、次に、立川市の図書館条例の12条に、法第14条の規定に基づき、立川市図書館協議会を設置。委員は15人以内をもって構成。それ以外に、施行規則の中に、協議会の委員の報酬関係、それと2号の方で選出区分が決まっております。これによりますと、学校教育関係の者3人以内、社会教育関係者5人以内、市民公募2名以内、学識経験を有する者5人以内ということで、現在は10名の方が委員の構成となっております。

もう一つ、協議会の会議につきましては、定例会としては3カ月に1回、4月、7月、10月、1月の年4回開催しております。中では臨時会も設けることもできるようになっております。

以上です。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 ありがとうございます。先ほど提案説明のときに、7月の図書館協議会においてのご報告の中で、数名の議員から反対の意見が出されということがありました。これは議会ですね。柴崎図書館の廃止に関する図書館協議会での状況について、もう少しご説明を賜ればありがたいです。

藤本委員長 先ほど図書館協議会の構成でなくて、今度はその中で、これについて柴崎図書館のことについて話が出た、その様子を教えてくれということですね。

古木委員 そのときの経過について、もう少し細かくご説明をお願いします。

藤本委員長 図書館長、お願いします。

藤田図書館長 7月6日に開かれました図書館協議会の状況をお知らせいたします。

この7月6日、図書館協議会の委員さんからご意見を伺うために、資料を1カ月ほど前に各委員さんにお送りいたしました。それを事前にお読みいただいて、7月6日の協議会にお

集まりいただいたご意見の中で、委員さん10人、1人欠席がありましたけれども、やはりご意見は、まず子どもたち、それから、障害者、高齢者にとっては、駅、線路を渡ることは非常にきついことである。ですから、会長、副会長を除くそれ以外の方は、廃止には反対というご意見が全員でございました。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 ありがとうございます。昨日の立川市議会文教委員会での921名の署名簿を添えての陳情で、文教委員会で存続が採択されたということ承知しておきます。ありがとうございました。

藤本委員長 昔、何年前になるのかな。私が教育委員をやるずっと前です。立川市の図書館協議会の会長をやっておりましたが、そのときに市の方から、立川市の図書館のあり方ということを諮問されまして、長いこと時間をかけて調べたり協議をしたりしまして、1km エリアというのを1つの目安に絵を描いて答申したことを覚えております。その後、交通事情とか人口動態によって、いろいろ移動もございますので、必ずしもそれが100%十分とは言えませんが、1つの大きな目安になっているだろうと思います。

そういう中で、こういうことも出てきて、先ほど教育長の方からも経過説明がありましたけれども、廃止に賛成なんじゃないんだ。忍びないけれども、流れとしては一つ考えて、ここに忍びないから何か形で残せないだろうかということで、中央図書館の分室みたいな形でどうだろうというのが図書館長からの提案の趣旨だろうと察するんですが、そのように考えてよろしいですか。図書館長。

藤田図書館長 委員長がおっしゃるとおりでございます。

藤本委員長 そういう意味で説明をいただいておりますので、それに対してご意見をいただければと思います。牧野委員。

牧野委員 今、委員長から、図書館長に話をしたこと、分室の問題が出ていましたけれども、これは最終的に我々の委員会がいろいろな意見を討論した上で、どうするかという問題で、まだそこまで早いのではないかな。やはりもっと図書館というものに対する考え方をしっかりとしていかないといけないと私は思うんですね。さっきも私は言いましたけれども、図書館というのは、市民の教養や文化や教育の場でもあると。また、憩いの場にもなっているということを考えると、即座には廃止という方向には行ってほしくない。ただし、誤解されると困るんですけども、行財政改革の中で教育環境に関する見直しが非常にやりやすいと言いますか、弱さがあるものですから、なかなか強い形の中で反対やそういうものをなかなか言い切れないという、これは国も東京都もみんな同じですけども、そういう部分があって、弱いなというふうに思っていますけれども、本来ならば、図書館のそういう趣旨をもっと市民もしくは教育委員会、行政を含めた中で理解をしていくということが一番大事なことだろうなと思うんですね。そのところを明確にしながら、現在の柴崎図書館の廃止または今の教育委員長が出した分室案等についても討論するということで、方向性にいかないと、いきなりそこへ行ってしまうと、何かおかしいのではないかなという気がしています。

藤本委員長 本日の教育委員会の提案の内容は、今後のあり方ということでございますので、経緯はあるかと思いますが、最後は予算の関係もありますので、予算があれば、もっと充実もできるんでしょうけれども、その辺は、今日、傍聴にいらっしゃっている方の中にも議員さんもいらっしゃいますし、たくさんつけていただくとありがたいと思うんですが、そういった予算の関係もありますので、折衷案みたいな形での提案かなという感じがしているんですけども、その辺についての考えは、小林委員はいかがでしょう。

小林委員 半径1km以内に2館あるということで、市内には、近くに図書館がないエリアもあって、不便しているところもありますので、そういうところから見るとうらやましいと思えるかもしれませんが、ただ、状況を考えますと、中央図書館には近いんですけども、再三出ていますが、線路を超えていかなければいけないというような不便さもありますし、日ごろ愛用していた方にとってはとても残念なことだと思うんですね。ですけども、どうなのでしょう。致し方ない状況なのかなと。

ただ、このデータを見ますと、利用者数、余り多い状況じゃありませんが、子どもの利用というのは、これでどのくらいあるのか教えていただけますか。

藤本委員長 図書館長、お願いします。

藤田図書館長 18年度の利用者数ですが、柴崎図書館につきましては、一般の方が9,667名、児童が2,814名、合わせて1万2,481名となります。

藤本委員長 昨日も私、柴崎図書館へ行って見せていただいていたのですが、長い時間いたわけじゃありませんけれども、午後の時間帯、そこにいた子どもさんは1人だけでしたけれども、日によってももちろん違うんだろうと思いますし、学校との関係なんかもいろいろあるんだろうなというふうに思ってながめさせていただきました。小林委員、どうですか。

小林委員 うちの近くに上砂図書館ができたときには、大変ありがたくて便利だなと思って、前、砂川公民館のところにあった図書館にはほとんど行かなかったんですけども、近くにできたとたんに図書館に行く回数が多くなったというような自分の経験がありますので、やはり近くにあるというのは便利なことだと思うんですね。

それで、今までこういう形で柴崎図書館があったときの経費と、子どもに特化した図書館になった場合の経費とだとのどのくらいの差が出てくるのか、教えていただけますか。

藤本委員長 図書館長。

藤田図書館長 先ほども、今後の職員の配置ということでお知らせしましたけれども、正職2人とOB嘱託1名が現在います。この3人については減員にして、新たに市民嘱託1名と臨時職員1名で今後子ども図書室というのを運営していこうとすると、それに図書費関係を含めて、2,200万から2,300万のコストダウンになると計算しております。

以上です。

藤本委員長 指導課長さんに伺いたいんですが、学校図書館もかなり充実して、子どもに読書の意欲を持たせるような活動もいろいろされておりますが、図書の貸し出しもやっていると思うんですが、いかがでございますか。学校で子どもに図書を貸し出しているという様子

を伺ったことはないでしょうか。

樋口指導課長 学校図書は、学校内で読んだり調べたりするだけじゃなくて、図書の貸し出しも行っております。

藤本委員長 子どもが借りて行って、自宅で読むというようなことは。

樋口指導課長 ございます。

藤本委員長 やっていらっしやいますね。

樋口指導課長 はい。

藤本委員長 そういったこともかなりあるようでございますが、古木委員、いかがですか。今のあたりのお話は。

古木委員 中央公民館がなくなりまして、生涯学習推進センターの各地区として動き出したわけですが、それとともに、高齢化社会を迎えまして、そういう地域の図書館が大変高齢者の居場所ということ、児童・生徒の放課後の居場所もちろんでございますが、そういう機能も今まで果たしてきたと思うんですね。今後新しく、そういう部分については子どもに特化するということですが、これは教育委員会の仕事の範疇ではないかもしれませんが、一般図書の備えや、あるいは日刊紙等を置いて、お年寄りが来て読んでいただくとかいうことはなくして、子どもだけしか入室できないようなものにするのでしょうか。

藤本委員長 教育部長、お願いします。

高橋教育部長 今、ここでお出ししている案の中では、子どもに特化したという形で、今の書架も一般書のコーナーがもともと狭いところなものですから、本をかなり押し込めているような状況でございます。したがって、ここの部分をなくしまして、そこにカーペットなどを敷いて、小さなおはなし会などをできるような状況にはしたいというふうに今考えております。そうしますと、子どもさんたち、あるいは小さいお子さんをつれてきた保護者の方と一緒にとか、こんな点での居場所にはなれるだろう。

今ご指摘のお年寄りの方々については、そうした場所ではなくなるということになります。ですから、お年寄りの方がそこで時間を過ごすということではできないかと思えますけれども、ここは地域学習館でございますので、地域学習館のロビーなどもございますから、そうした点でお時間等をお願いできればと思えます。一般図書については全部引き上げさせていただくと、このような状況であります。

それから、利用ですけれども、現在、昨日もある方の質問の中で、こういうこともできるなと思ったんですが、現在ではインターネットでリクエストなどができるようになっています。ここは、本の返却は、ブックポストもありますから、当然いつでもどなたが来ても返却できるんですが、貸し出しの部分も、そうした部分のサービスは、中央図書館の分室ですから、ネットワークが全く切れることではございませんので、そうした対応は可能だろうと思っております。

古木委員 ありがとうございます。

藤本委員長 よろしいですか。

中央公民館は、管理は変わりましても、図書館が廃止になって分室になって、複合施設ですから、お年寄りの方が過ごす場はたくさんあるかと思いますが、子どもたちの活動がしやすくなるかなと察するんでございますが、今の部長の話を伺っていると、そんなふうに感ずるんですけれども、どうでしょうか。教育部長。

高橋教育部長 先ほど課長が説明申し上げましたように、児童書については現在 1 万 3,000 冊ほどですけれども、この蔵書数を 1 万 5,000 冊に増やしていこう。児童図書についてですね。一般書を引き上げるかわりにスペースが空きますので、そこに備えられるだろうと考えておきまして、それから、カーペットなどを敷き、人の面でも子どもさんたちに非常に関心の深いというか、力があるそうした方を配置したいと考えておりますので、そうすると、子どもさんにとっては充実していくんじゃないか、充実させていきたいと考えております。

藤本委員長 機能的には、かえって子どもたちにとってはいいような感じもするんですけれども、教育長、いかがですか。

大澤教育長 なかなか議論が難しいんですけれども、教育委員会の立場とすると、図書館というものは子どもたちの成長にとっても非常に貴重なものだという視点からすれば、現在ある図書館をつぶすなんてとんでもないという、これは当然の考え方だと思うんですね。ただ、もう一方で、先ほど言いましたように、立川市の財政状況等を見ると、今のままでは将来にいろいろなサービスをつないでいけない。現在の将来につなげるサービス基盤、財政基盤をしっかり確立する必要があるということから、今、全体を見直しているわけですね。そうすると、図書館の必要性というものと、将来へつなげるための財源確保なりをどうするかという両方あるんですね。これは両方全く違う視点なんですね。そこを一緒に考えて解決しなくちゃいけないというところがあるので、非常に難しい判断なわけですね。これがもし市長部局の方で考えるんだとすると、もっと判断しやすいんでしょうが、教育委員会ですから、図書館は非常に必要なんだという認識がある反面、片方で行財政改革をしなくちゃいけないということになると、非常に苦しい立場になってしまうんですね。我々も分室というのをそういうふうな苦しさの中から何とか機能を残したいということで、子どもに特化した図書館を何とかできないかといういろいろなことを考えたわけですけれども、今、部長が言ったように、こういう状況になると、むしろ消極的に考えるんじゃなくして、立川市に子ども専用の図書館を打ち出して作り出す。そして、要は、子ども同士が本を読んだり、遊び合ったり、親子でいろいろな本を読んでやったり、あるいは母親たちがみんな来て、1 つの交流のサロンみたいな形になってもいいんじゃないかとか、当然、一般図書がなくなりますからスペースが広がるので、床だとか壁面だとか、いろいろ改修をして、楽しい雰囲気での子どもの図書館、これはもっと発展的に考えて、立川市の図書館の特色なんだと言えるぐらいの夢を持っていただけらなと思っていますが、ぜひそのことをもってご議論いただけたらありがたいなと思います。

藤本委員長 それは、近いところであればこしたことはありませんけれども。牧野委員。

牧野委員 今のお話はよく理解できますが、この委員会で冒頭にも申し上げたように、廃止

論が出てきたことの問題が1つあるんですね。今、いきなりそこから分室ということの問題は、いろいろと私も不満がありますけれども、行革プランの中での問題等を考えると、今、教育長が話されたようなことも理解はできるんですね。

そこで、学校関係、児童・生徒ということになってくると、午前中は何するんだよということになってしまうわけですね。午前中は全く空いてしまう。そういう意味では、もし分室をとることがこの場で決まるとすれば、子育て支援の問題も含めて、午前中は子育て支援での部分での読み聞かせだとかそういう部分があり、午後は児童・生徒が来れますから、そういう中での1万5,000冊にさせていただけるんだとすれば、より総合学習ですとか教科学習ですとか、そういう部分での活用というのはかなり幅広くなってくるだろう。

ただ、そのときに、障害者の方とか老人の方等に対するサービスがそこで切られてしまうというところが非常に大きな課題は残っていくと思っています。だから、そのところをどうするかというのは、図書館の今現在も行われつつありますけれども、インターネットから本を自宅に配送するとか、持って行ってあげてサービスをしてあげるとか、そういうものの拡大を図っていくことで市民サービスをしていくといったところも考えていかなければいけない1つの課題ではないかなと思っています。

そういったことを考えていくと、やや不満は残りますけれども、柴崎の学習館プラス図書館というのは生かしていく。何らかの形で生かしていくという方向で考えていかざるを得ないなと考えを少しずつ変えてきていますけれども、冒頭の考えは消えませんが、そういう方向でいかざるを得ない状況であるという考えにまとまりつつあります。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 開館時間は1時半から4時半となっていますけれども、小さい子どもを持っている親は、午前中に子どもを遊ばすということが多いんですね。図書館の場合は、騒いだりできませんので、親が子どもに声を出して本を読んであげることができないので、今、教育長がおっしゃったように、子どもが伸び伸びと楽しめて、声を出して本を読めるような場所というふうに考えると、子どもとしてもすごくいい居場所になるんじゃないかなという気がしました。

ですけれども、午後からということになっていますが、親として子どもを遊ばせる、本を読んであげる時間というのは、幼稚園へ行く前だと午前中かなと思うんですけれども、これは年齢的に、幼稚園に行っている子は、午前中はいませんけれども、それ以前の子というような考えはないのでしょうか。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 昨日もそうしたご意見をいただいた部分があるんですが、開館時間は、現在の子どもさんたち、児童の方々の利用実態に合わせて設定したという経緯がございます。先ほど、年間の児童の利用数を申し上げましたけれども、1日に直すと、現在9.7人、10人弱という状況になります。こういうような部分で、それと同時に、ご指摘のように、学校は午

前中お休みですから、その点では、できれば3日間の中で、土曜日も含めて、水曜日とか午後、学校がないときとか、そういうところに集中して設定しようということで、今回は、火曜、水曜、土曜日の午後からということを出してありますけれども、今お話しいただきましたように、午前中は空いている、あるいは午後も空いているときがある。これは、個人的にどうぞというわけにはいきませんが、そうした子育ての団体の方が使っていただけるのであれば、今度はそうした面でカーペットなんか敷いて、少しご利用していただいて、子育ての場として使えるようにしたいと思っていますから、その点では、いろいろな団体と、もちろん公共施設ですから、契約を結んで、協定を結んで、いろいろと使っていただく。これは大いにできるだろうと考えています。

藤本委員長 ありがとうございます。使い方につきましては、今後のあり方としていろいろ工夫する予知はたくさん残されているだろうと思いますので、今出たような要望等をできるだけ取り入れていっていただきたいなと思うわけです。そんなところで、委員の皆さん、経緯はいろいろありますけれども、中央図書館の分室として、より充実を図るための工夫をしていただき、創意を生かしていただいて、子どもたちが満足できるような形で、柴崎図書館という名称は変わるのかもわかりませんが、機能的には、子どもにとっては十分充実したものになるんじゃないかということを考えるわけですが、いかがでございましょうか。ご賛成いただけますでしょうか。古木委員。

古木委員 先ほど来、行政と市と教育委員会というのはそれぞれ別に、特に教育委員会は独立した機関でございます。ただ、それがそういう機関でありながら、予算権が市長の手元にあるということでは、我々としては行政改革に真っ向から反対するわけにはいかないと思います。本当にその点は大変残念でございますが、そういうことでは、事務方の方から提案されました代替案というか、より子どもたちのためを思っただけの提案については致し方ないと思いますけれども、今後、図書館協議会や、あるいは陳情者の方に十分ご説明をしていただくということで、私は致し方ないという判断を持っております。

藤本委員長 今の言葉の中にはいろいろな意味が込められていると思いますが、いかがでございましょう。牧野委員からもお話がありましたし、小林委員、いかがですか。

小林委員 今、国の方でも税金のむだ遣いというのが問題になっておりますけれども、私たちが払っている税金をむだには使っていただきたくないの、こういうふうに行行政改革を考えられるということは必要なことだと思うんですが、図書館がそういう対象になっておりますが、ほかもしっかり節約していただけているのかというのがすごく気になる場所なんですけれども。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 立川市の経営改革プラン全体、これはほとんど例外なく見直そうということでありまして、こういうハード部分の見直しもあります。例えば、看護学校でありますとか、これから報告させてもらいますが、これもまた図書館に関することなんです、管理運営の

主体をどうするかという問題だとか、保育園についても民間に移すだとかいろいろありますし、それから、人件費についても、市長はこの3年で100人減らすとか、これは内部的にもどんどん職員を減らして、だけれども、仕事は増えていく傾向にありますから、そういうのは正規職員じゃなくしていろいろな市民の嘱託を活用するだとか、はっきり言って、例外なく見直しをするという姿勢で今進めていますので、よろしくをお願いします。

藤本委員長 それでは、いろいろご意見ありがとうございました。まだ思いが残りますし、これから詰めていく内容については、いろいろ提案する機会もあろうかと思しますので、今日のところは、廃止に対する今後の柴崎図書館のあり方ということで提案いただいたことについては、ご了解いただけますでしょうか。渋々という感じのところもございますが、そういうことで了解したということにしたいと思えます。ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

協 議

(1) 市立図書館の見直し方針について(案)

藤本委員長 それでは、次の議事に入らせていただきます。次、協議、市立図書館の見直し方針について(案)というのが示されておりますが、これについては、教育部長の方からお願いたします。

高橋教育部長 次に、協議事項の市立図書館の見直し方針についてということでございますけれども、現在、先回の教育委員会でも柴崎図書館と同じように、決定がされたわけでございます。前回の教育委員会でお話したように、地区館については、指定管理者を導入することで経営改革プラン推進委員会の方で決定がされました。どのようなスケジュールでやっていくのかというのは、これから詰めていくということになってはいますが、先般の本会議での市長の答弁の中では、3月までに取りまとめしていくというような答弁をしておりますので、私ども教育委員会の方も、委員会としての考え方を3月までの取りまとめに間に合うように、出せる意見は出していきたく思っております。今日、協議事項としてここにお出しした次第でございます。

今後、これから詰めていくんですが、若干そのことについてのこれまでのことを少しご説明しておいた方がいいかなと思っております。今日お時間を少しいただければと思っております。

なお、本来ですと、ここでじっくりということもあると思うんですが、この後、教育委員会の後の予定も決まっているようですので、私の方から若干説明をさせていただいて、少しご意見をいただく。また、さらに、こういう面でこうなさいというようなことをいただければと思っております。

あらかじめ、今日お話ししようと思っていたことのレジュメというか、一覧の部分がお手元にあるかと思えますけれども、それに沿って簡単にご説明していきたいと思えます。

まず、経営改革プラン上の位置づけは、立川市は平成17年度に第2次基本計画を策定すると同時に、経営改革プランを定めたわけでございます。この経営改革プランに沿って、地域

人材の活用等、運営方法の見直しを進めるとともに、市民の利用実態の検証を行い、図書館のあり方を検討します。特に、柴崎図書館、高松図書館の2館については、早期に見直しを進めるといふふうにしておりますけれども、その中でも、ここでは指定管理者というよりも、地域人材の活用等運営方法の見直しを進めなさいということの経営改革プラン上の位置づけがございます。

図書館の役割については、これは図書館法に基づき、社会教育法に基づき、図書館が設置されているわけございまして、図書館法では図書記録、そのほか必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設ということで、図書館の役割はここで言うまでもないことでございます。

また、図書館の業務内容としては、ここもよくわかりいただいている部分でございますけれども、資料の選定、発注、除斥、書架整理、貸出、返却、予約、読書案内、利用者への集会行事等の企画運営、障害者等に対するサービス、レファレンス、あるいは図書の整備、データの管理、そうしたことがあるわけですが、そうした図書館の業務内容を持っていることは事実でございます。

そして、立川市立図書館の現状としては、昭和53年に西砂図書館の開設とともに始まったわけですが、当初は、移動図書館車を走らせ、昭和54年には多摩川図書館、昭和55年に高松図書館、昭和60年には錦図書館、昭和61年に若葉図書館を開設し、平成7年に立川市立図書館の中心館として、全館をネットワークする中央図書館の開設に至ったわけでございます。現在は、8館、中央館を合わせると9館で構成されているということでございます。

そして、現行の課題としては、この8館によるネットワークを区部、中央図書館を中心に組んでおるわけですが、厳しい財政状況や国・地方自治体の現在及び今後の財政状況を展望すると、他の行政分野と同様、図書館行政の効率化が避けられないという状況がございます。また、あわせて開館時間への、もう少し時間を延長、あるいは広げる、開館日数を多くする、こういう点での利用者の要望も大変強くなってきているというような状況がございますし、また、レファレンスを受けたときの職員の対応にしても、だんだんと高度なものが要求されているというような現行の課題がございます。いわば市民サービスの向上と効率的運営が求められているという状況でございます。

今後のあるべき姿としては、やはり市による直接的な管理の部分と民間事業者への管理委託、こうしたことも求められているんだろうと考えております。

それから、図書館の運営形態でございますけれども、現在は、各館、正規職員を配置しているわけですが、正規職員にプラスして常時嘱託職員、そして臨時職員、アルバイトの方等のお力を借りて、運営を図っているという状況でございます。

こうした中で、指定管理者という話が出てまいります。地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に図書館は該当するわけですが、公の施設の管理の運営については、平

成 15 年に地方自治法の一部改正が行われたことに伴い、市による直接的な管理だけでなく、管理業務を分けた中で、民間業者が担った方が適切であると考えられる業務については、委託事業ができるようになった、こういうような状況でございます。

そして、期せずして同じような時期に経営改革プランが策定されたわけでございますけれども、経営改革プランにおいては、すべての事業について、必要性の有無を含めて再検討するというようにしてございまして、立川市のこの図書館についても、このプランに掲げた仕事の進め方、見直し、フローチャートに基づき、図書館についてもゼロからの見直しを実施するというので、民間活用に実施することが可能な事業であるかどうか、こういうような見直しを検討されたわけでございます。

それでいきますと、現在、施設の設置目的が、時代のニーズに適合しているかどうか、あるいは、教育と文化の発展に本当に寄与しているかどうか、そうした面でのニーズ、また、開館日や開館時間、利用者数等、施設に十分利用されているかどうか、また、財政の部分からも、現在は、貸出冊数 1 冊当たりのコストが 1,077 円という数字も出てくるわけですが、そうした状況の中からすると、公の施設について、本市の指定管理者制度導入ガイドラインからすると、ここに指定管理者を導入することが適当であろうというような判断がされました。そして、指定管理者導入に当たっては、さらにコストの削減が可能であるかどうか、サービスの質の維持向上ができるかどうか、こういうような面での議論がされてきたというような状況でございます。

そして、管理運営の方向性ということについては、いろいろ問題点、課題点が多々あるわけでございますけれども、協定書等に盛り込み、サービスの向上とコスト削減が可能であろうということと、先行市区町村の例が、現在、千代田区、豊島区、稲城市など、稲城市は P F I なんですが、全国 64 自治体 119 館に導入しているという事例が出ていて、検証の部分では、これからの部分がありますけれども、そうした点での全国的にすると、5% ぐらいになるんですが、そうした先行事例なども見ながら、結論としてはここで地区図書館に対して指定管理者制度を導入するということを決めたというような状況でございます。

もちろん、導入によって期待されるメリット、またリスク対応、こういうようなところも議論されたわけですが、そういう中では、協定書等の工夫によるより実現が可能ではないか。また、段階的導入ということも検討されております。段階的導入という部分では、まず地区図書館に導入して、その有り様を検証して、その次に中央図書館のことを考えていこう、こういうような段階的導入ということが今考えられております。

もちろん、地区図書館の導入の仕方も段階的導入というのはあり得るわけですが、この辺のところの詰めは、これからでございます。

それから、地区図書館の配置等の見直しですが、先ほど柴崎図書館のことについてはお示ししたとおりですが、現在、柴崎図書館はエリアが重なるんですが、エリアが重ならない地域も立川市内には 2 カ所ほどあるわけです。上水の北地区の部分と栄町地域があるわけですが、そこについては、大きな検討課題であるととらえています。

それから、指定管理者導入に伴う課題と対応策については、今後大きく出てくるだろうと。行政固有業務はどこまでなのか。これがこれから教育委員会としてもしっかりと示していかなければいけない点でありまして、今後またご意見をいただければと思っております。また、団体の選定の部分でも、これからは大きな課題になってくるだろうと思っております。

また、一番大きな問題というのは、30年間図書館としての機能を、サービスを続けてきたわけですけれども、その中での継承すべき点とやめるべき点、この辺の選択も今後出てくるだろうと思っております。

基本的なスケジュールとしては、先ほど、市長が3月までに取りまとめると本会議でお話しされたことを受けるとすれば、20年度中に調整をして、21年度からの導入を目指すということに現段階ではなろうかと思っております。

以上が今考えられている市立図書館の地区図書館に対する指定管理者導入についての考え方、検討されてきたこと、本当にかいつまんでなんですが、お話しした次第でございます。現段階では、今お話ししたことについて、あるいはそのほかについてもいろいろとご意見をいただければ、今後の経営改革推進プランの会議の中で、私ども事務局の方から主張していきたい、このように考えておりまして、ご意見、ご協議いただければと思っております。よろしく申し上げます。

藤本委員長 わかりました。市立図書館の見直し方針についての案となっておりますが、これは、最後に言われた基本的スケジュールが21年度からということで、20年度中にはということで、まだ時間は大分ございますね。そういうところで、何度かこういう内容についての詰め等を協議することが可能でございますか。そこだけ伺います。

高橋教育部長 20年度からの導入を目指すということで検討していきますと、例えば指定管理者を導入する場合には、条例変更ということが伴ってきます。そして、条例変更の後に事業者を募集しなければなりません。その募集等の期間を入れますと、例えば21年4月から導入ということを考えますと、ぎりぎりスケジュールとしては、9月では募集の期間がなくなってしまうので、最低でも6月あたりを目指さないと、21年度からの導入は難しいという状況がございます。これも大変厳しい日程ではあるんですが、図書館としてのいろいろな考え方も3月までには固めていかなければいけないと思っております。ですので、できれば、今後この教育委員会の協議の中で、私どもももう少ししっかりと、今お話ししたようなことを文書にまとめたいと思っておりますので、このまとめたものをまたお諮りして、ご意見いただくというような状況をつくっていきたいと思っております。

藤本委員長 わかりました。図書館長として、今の見直し方針について、何かつけ加えることがありましたら、お願いいたします。図書館長。

藤田図書館長 推進委員会幹事会の方には、館長案として、地区館全部に嘱託で対応しようという案をずっと出しておりました。ですから、行政経営の案と、それが指定管理者です。図書館長案というのは直営の案です。それが最終的には11月15日に市の方針として決まったということですので、それは従わざるを得ないとは思いますが、残念であったという感想

でございます。

藤本委員長 わかりました。教育部長、指定管理者制度導入というのは、時代の流れということもあるでしょうけれども、行政との関係というのは、もうちょっと簡単に言うところですよということをお話しただけならばと思いますが。教育部長。

高橋教育部長 行政固有のものというのはどこまでなのか、これは非常に難しいだろうと思います。これから教育委員さん方にも資料をお出しして、ご議論していただきたいと思いますが、私がお話しているのは、資料の収集、保存、これは、例えば図書館の利用を増やすだけでしたら、文芸本といいますが、そうした本をたくさん置けば、利用冊数は伸びます。しかし、先ほど教育委員さんの方からお話が出ましたように、本当に市民力といいますが、市民の方々がそうした学ぶ力をつけていく、こういう面では、必ずしも人気のといいますが、流行の本を置くことがふさわしくはない場合も多くございます。そうした点からすると、現在も図書館の中では収集方針、きちっと持っていますけれども、もう一回それを精査して、その辺の判断は、時の政治の動きや、あるいは流行の動きに単に動かされて動いてしまうということではなくて、時代を超えて後世に伝えていけるような収集をとらなければいけないだろう。それは多分行政が直にしなければいけないことではないか、このように考えています。

ただ、現在、例えばカウンターで本を貸出、返却する。これは、確かにご指摘のように、民間の方がなさっても大いに結構だろう。もちろん情報の漏えいとか、そうした面での管理はしっかりしなければいけませんけれども、市民の方でも大いにできる部分が民間の力でもかなりある。むしろ、民間の中にも、ある民間活力を導入した区部の図書館に私も行ってみたんですが、非常にレベルの高い司書が図書館を運営しております。これは民間なんですが。そうすると、場合によっては、非常にレベルの高い司書が民間の中にもいる。40名募集したら、260名全国から応募があったと言っていました。その方々が非常に張り切っておられる。この方々の部分、指定管理者導入については、そこに対しての継続性の問題も、あるいは契約で3年とか5年とかで切っていきますから、その面での問題というのは出てくるんですが、場合によっては、市民の方々にとっては指定管理者導入も大いに結構、こういうふうな点も出てくるかなというふうには考えております。

藤本委員長 わかりました。牧野委員、いかがですか。

牧野委員 見直しは結構なんです。ただ、この案は取れませんよね。まだこれから、今現在のこの案は取れないというふうに理解していますけれども、それでいいですね。

その中でお話しさせていただきますと、やはり立川市内全体の図書館運営についての見直しというのは、今後行われていくわけですが、その中で、先ほど私も言いましたけれども、図書館の果たす役割というものもう一度見直しをしっかりとしないと、21世紀の図書館運営というのはできないだろうと思っています。そういう意味で、老若男女、障害を持つ人、すべてを含めた方たちのことを想定し、また、サービスもその中にきちんとやっていくという方向づけを今後我々も考えていくし、また、行革の方でもそういったことも含

めて我々の考えをぜひ受け入れていただきたいというふうに要望だけしておきます。

藤本委員長 教育部長。

高橋教育部長 今、牧野委員の方からのご指摘でございますけれども、実は、経営改革プラン推進委員会からも、教育委員会としてはどういう図書館をつくりたいのか。今回見直しによってどういうふうに図書館をしていきたいのか。これに対する考え方を求められておりまして、一回、この教育委員会の場でもそのことについては議論していただきたいと考えております。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 今のお話の中に、指定管理者導入の実例として、いい例を挙げていただきましたけれども、いろいろな例があると思います。いい例も悪い例もあると思いますので、その辺しっかり検証していただきたいということだけです。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 同じく、今、小林委員のお話のとおり、市内のいろいろな会館に行きましても、大変に市民サービスがよくないようなところもありますので、大変末端的なことでもございませけれども、十分にご指導していただくようお願いいたします。

藤本委員長 ありがとうございます。技術論は難しいことじゃないと思うんですが、本質論の協議が十分尽くされていないと思いますので、それは、残された、エンドレスではありませんけれども、無限ではありませんけれども、ある程度区切ったところで、牧野委員からありましたように、案が取れないんじゃないかと、案の1、案の2というのが何回か続くんじゃないかという感じがするんですが、そんなことで、これからも内容を詰めていってもらえればと思います。よろしいですね、皆さん。

それでは、図書館の見直し方針についての案は、今日の案は取れたけれども、また次の案が出てくると思いますので。

牧野委員 継続するという意味でしょう。

藤本委員長 取れたというのではなくて継続です。案の1、案の2と言ったのはそういうことです。

報 告

(2)「第59回人権週間が始まります。～思いやりの心・かけがえのない命を大切に。身近なことから考えてみませんか～」(児童・生徒向けパンフレット)について

藤本委員長 それでは3番に入ります。3番、報告事項に入ります。お手元の配付資料には1、2、3、4とありますが、(1)立川市立小・中学校管理職の人事等について。これは人事案件でございますので、申しわけございませんが、秘密会にさせていただきたいと思いますが、2番から4番を先にやらせていただいて、人事案件を一番最後に回させていただきますので、それだけご了承ください。ほかのは続けてやらせていただきますので、よろしく願いいた

します。

では、報告(2)「第59回人権週間が始まります。～思いやりの心・かけがえのない命を大切に。身近なことから考えてみませんか～」の件について報告をお願いいたします。指導課長、お願いします。

樋口指導課長 長いタイトルで大変恐縮でございます。児童・生徒向けパンフレットということで、ピンクの6枚のパンフレットがございます。これを今回12月4日の人権週間にあわせて、全生徒、そして小学校6年生全児童に配付をいたしました。これを配付するに当たっての理由でございますけれども、本市におきまして、いじめ解消の取り組みを継続的にやっている。その各学校の取り組み支援というのが1つねらいでございます。

それから、第2には、今回、小学校の校長会が一致しまして、12月4日からの人権週間の取り組みを全校で実施いたしました。その報告などもまた小学校校長会で取りまとめているところでございます。そのことの支援ということもでございます。これが2点目でございます。

3点目には、全国学力状況調査、子どもの意識調査の中で、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと。それに対して、いや、そうは思わないという子どもたちが小学校6年生は2.2%、中学校3年生は4.1%。極めて少数ではあっても、やはりその子たちの気持ちを、意識を変えていくこと、そのことに着目した、この大きな3点がございます。

そういうことで、人権週間にあわせてということで、パンフレットの方、児童・生徒の皆さんへ、これは私どもからのメッセージでもございますけれども、どんな理由があってもいじめは悪い。それは、いじめは人権の侵害であるし、いじめている側がいじめられている側に、その理由や原因を求めて自分を正当化するのは絶対に許されないことだ。そのことを人権課題に後半つなげながら、子どもたちに考え、行動し、立川の子どもたちにとってのよりよい人権週間になるようにということでございます。

2ページ以降は、過日行われました立川市中学校の主張大会、そして、全国中学校人権作文の東京都大会で入賞した中学校の生徒の作文を掲載させていただいております。これは、主催機関及び生徒、保護者については、学校を通じまして承諾を得ております。これらもぜひ、読んでいただいているとは思いますが、子どもたちが真剣に考えている姿を広く広報したいと思っております。

そして、5ページ目にはワークシートを用意しました。今後、ワークシートは、5ページ目の下の方に、私どもあてにということで、何かあればそんな意見が届けばいいなというふうにも思っております。

それから、最後のページでございますけれども、いろいろな機関から相談というのは、チラシがまかれたり、あるいはカードが配られたりしますので、それを子どもたち用のものを一括してこういうふうに関係の相談機関を紹介するというようなものを作成をいたしました。

ご報告でございます。以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。これについてはいかがでしょう。小林委員、どうぞ。

小林委員 資料を読ませていただいて、本当に考えさせられる内容がたくさん盛り込まれて

いました。読めばわかるんですけども、これはどういうふうにご利用されているんでしょうか。

藤本委員長 指導課長、お願いします。

樋口指導課長 人権週間が終わりましたので、情報などを各学校から聞き取っておりませんが、今後、第2回目のいじめ解消旬間の取り組みの報告もいただきますし、1月下旬ごろにまた人権教育担当者会議も開催いたしますので、そういうところで情報を収集したいと思います。

ただ、これを学級で活用したり、学級会の話し合いで活用したり、児童集会などで報告したりというような報告を受けています。それから、ある小学校の校長先生は、これを使って、自分が6年生に授業を行うというような報告もいただいております。

現段階では以上でございます。

藤本委員長 よろしいですか。なかなか立派な中学生、この作文を見ても、立派な子がたくさんいますので、そういうのをフルに使ってください。お願いします。

ほかはよろしいですね。

報 告

(3) 年末・年始における生活指導について

藤本委員長 それでは、報告3番にまいります。年末・年始において生活指導について。これも指導課長、お願いします。

樋口指導課長 指導課から出させていただきます。指導主事の方から報告をさせていただきます。

藤本委員長 浅野指導主事。

浅野指導主事 年末・年始における生活指導についての通知でございますけれども、12月4日、全校に配付しております。また、同日の12月定例校長会、その後の定例副校長会、生活指導主幹会等でも説明を行っております。

冬季休業を迎えるに当たりまして、各学校で全校集会、学級活動、そして保護者会の方等でご指導いただきたいということでこれを学校に送っております。

ポイントだけ申し上げますが、前文の中で2段落目に「自他の生命を大切にする指導」、「規範意識を高める指導を徹底し」と書いてございます。今、指導課長から、いじめに関するパンフレットの説明、申し上げましたけれども、冬季休業前、冬季休業中、冬季休業後に、そういった自他の生命を大切にする指導、さらに徹底して行うという趣旨で、このような前文を書かせていただきました。

また、本文の中では、冬季休業日前に事故の未然防止を図るための事前指導の徹底を行っていただくということ。それから、冬季休業中にも教育活動、相談活動及び連絡体制の充実を図っていただくということ。さらには、冬季休業後に、学校生活への適応指導の徹底を図り、長期欠席者、不登校傾向の子どもたちが学校にまた来られるような状況をつくっていた

だきたいということ、そして、万一の事故の発生に備えた体制は、冬季休業中も学校でつくっていただき、事故等が万が一発生した場合には、教育委員会へ速やかな連絡を行っていたくようをお願いをしたところでございます。

私からご報告させていただきます。以上でございます。

藤本委員長 説明は終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

報 告

(4) けやき台小学校の学級閉鎖について

藤本委員長 では、次へまいります。(4)けやき台小学校の学級閉鎖について。学務課長、お願いします。

島田学務課長 立川市立けやき台小学校におきまして、学級閉鎖を12月4日から6日の3日間とりましたが、それにつきまして、前回の22回定例会以降、市議会の文教委員会が昨日行われまして、二次感染防止などを含めた危機対策管理のことも含めまして、報告を既に出しましたので、あわせて、それから、現状までについて報告させていただきます。

経過であります。12月2日日曜日に16名、3日月曜日に17名の児童が、嘔吐、腹痛、下痢等を発症し、3日月曜日には27名が欠席、うち19名に嘔吐等の症状が見られました。校医による感染性胃腸炎の疑いにより、感染拡大防止のため学級閉鎖が望ましいとの所見に基づきまして、在籍児童数31名中6名の欠席のあったけやき台小学校の2年2組は、12月4日から6日までの間の学級閉鎖措置をとりました。

12月4日火曜日に、保健所に感染性胃腸炎の集団発症を連絡し、保健所から医師、食品検査担当者が来校。教育委員会学校給食課職員とともに、校長、養護教諭等が事情聴取及び対応について指導を受けました。

なお、私の報告の後、学校給食課から、学校給食による二次感染予防措置について報告をいたします。

これにより、保健所から検便提出が求められました。昨日は26名と報告いたしましたが、今日の段階で32名をお願いして、そのうち27名の提出があったということです。27名の発症者の検便検査を食中毒とノロウイルスの2種類についてアンケート調査も実施しております。

なお、12月4日から10日までの毎日、第1共同調理場管轄のけやき台小学校以外の6校、第1調理場ではけやき台を含めて7校の管理をしておりますが、けやき台小学校以外の6校についての児童の健康状態を調査していますが、すべて今日まで13日までの間、全く感染性胃腸炎を疑われる発症例は確認されておりませんので、学校給食との因果関係はないものと判断されております。また、保健所の方でも、今日、保健所の方とお話をしましたが、同様の判断をしております。

12月6日にこのような状況から立川市危機管理対策会議幹事会が開催されまして、二次感染を起こさないための感染予防措置及び事後対策について協議し、12月10日まで推移を見

守ることになりました。12月10日には、7日に提出された検便検査の結果が出て、このときで9名中7名、今日の確認で27名の提出のうち21名からノロウイルスが検出されたということが判明いたしました。

一方で、欠席者のその後の推移なのですが、10日時点で11名の欠席があるものの、吐き気、下痢等の感染性胃腸炎を疑われる児童は3名程度となり、終息の方向にあることが確認されました。

今日までの連絡もきておりますが、今日については5人欠席で、うち、下痢が2名、腹痛1名で、あと、インフルエンザその他が2名というふうになっております。ですから、引き続き終息の方向ははっきりしております。

こういう経過を受けまして、感染後、ほぼ今、もう1週間以上たっておりますが、感染拡大の可能性はなくなりつつあるということで、12月10日に再度開催されました立川市危機管理対策会議幹事会においては、引き続き経過を見守るとともに、手洗い指導、消毒の徹底、授業、諸行事において、当面、飲食を自粛する等の事後対策をとることを前提に、教育委員会において対応を図るとということが確認されました。

なお、この報告をいたしました文教委員会でも、原因について質問が出ましたけれども、それから、本日の12月13日付の多摩版の朝日新聞に、集団で食中毒、小学校学級閉鎖というふうに出ておりますが、ノロウイルスによる感染は食中毒ということでは必ずしもありません。ですから、現在、今日も保健所の方とお話をしましたけれども、調査中でありまして、原因は現時点では特定されておられません。それから、マスコミでは食中毒ということが不正確なんですけれども、そういった感染原因の食品を特定しない限り、食中毒ということにはなりませんので、その点、ぜひ今後ともそういうふうにお考えいただきたいと思っております。

以上です。

藤本委員長 学校給食課長。

石井学校給食課長 続きまして、けやき台小学校感染性胃腸炎の疑いに対しての学校給食課の取り組みについて報告いたします。

立川市立けやき台小学校2年2組が感染性胃腸炎の疑いで平成19年12月4日から6日までの学級閉鎖措置をとりました。これを受けまして、けやき台小学校に給食を提供している学校給食課、第1学校給食調理場におきましては、学校給食による二次感染を予防し、安全な給食を提供するため、多摩立川保健所と調整いたしまして、12月4日から次のような措置をとりましたので報告いたします。

1番といたしまして、けやき台小学校から給食喫食後に第一調理場に持ち込む食器等の洗浄につきましては、他の6校と区分いたしまして、6校の食器を洗浄し、熱風保管庫に入れた後に始めるという形でございます。

2番目といたしまして、けやき台小学校の食器洗浄につきましては、次亜塩素酸ナトリウム200ppmの溶液に10分以上浸漬しまして、そのうちに洗浄を始めます。食器の保管につきましては、熱風保管庫で85度以上の温度で30分以上行うということにしております。

3番といたしまして、けやき台小学校における児童に盛りつけました後の食べ残しでございますけれども、これにつきましては、ビニール袋に入れまして、第一共同調理場には回収しないで、直接焼却場に搬入して処分をするという処理をしております。

4番目といたしまして、第一共同調理場で使用する白衣等の洗濯でございますけれども、これは、次亜塩素酸ナトリウム 200ppm 溶液に 10 分以上浸漬した後に行っております。

5番目といたしまして、これらの措置を 2 学期の給食終了日でございます 12 月 21 日まで続けます。現在もこの措置を続けておりまして、安全な給食の提供に努めております。

以上でございます。

藤本委員長 ちょっと伺いますが、学校給食はその間中止したり何かはしなかったんでしょうか。学校給食課長。

石井学校給食課長 中止はしておりません。これにつきましては、多摩立川保健所と調整いたしまして、中止をする必要はないということでございますので、全く中止はございません。

以上です。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 これは 1 学級だけですか。

藤本委員長 学務課長。

島田学務課長 2 年 2 組だけです。先ほど申し上げましたように、31 名在籍中 6 名の欠席があった。学校全体では 19 名、感染性胃腸炎でありますけれども、6 名あったクラスだけ学級閉鎖になっています。それで、3 日間の学級閉鎖後、6 名とも全員元気に出てきておりますので、経過は皆さんいいということです。

藤本委員長 ありがとうございます。手早い対応でよかった。結局は、インフルエンザということではまだ結論づけられないわけですか。学務課長。

島田学務課長 感染性胃腸炎のいろいろな原因はあるんですが、ノロウイルスが出ていますので、ノロウイルスによる感染性胃腸炎の疑いということはほぼはっきりしております。

藤本委員長 ということです。ありがとうございました。

藤本委員長 それでは、報告の 1 番に戻ります。先ほど申し上げましたように、人事案件でございますので、傍聴の方、恐縮でございますが。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3時43分再開

藤本委員長 休憩をといて、会議を再開させていただきます。

その他

藤本委員長 報告を終わりました、その他ということになりますが、何かございますか。特
にございませんね。

〔「はい」との声あり〕

閉会の辞

藤本委員長 それでは、第23回の定例会を以上で終了します。

次回は、12月27日木曜日、1時半から、第24回定例会を教育委員会の会議室で行います。
よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

午後 3時43分閉会

署名委員

.....

委員長